

水道水における農薬の検査について

(1) 農薬の検査項目について

水道水の水質検査の対象となる項目は、水道法上適合しなければならない『水質基準項目』、水質管理上留意すべき事項とされている『水質管理目標設定項目』などがあり、四日市市では、これらの項目を検査しています。(図参照)

農薬は、『水質管理目標設定項目』の一つに定められており、国内の検出状況や農薬使用量などを勘案し、浄水で検出される可能性の高い農薬が『対象農薬リスト掲載農薬類』としてリストアップされています。四日市市では、全ての配水エリアで、この『対象農薬リスト掲載農薬類』の検査を年1回実施しております。

(2) 農薬の評価方法について

水道水における農薬の評価方法として、『総農薬方式』が採用されており、個々の農薬について、原則として目標値の100分の1以上の精度を確保して検査を行い、検出値を目標値で除した値を計算し、それらを合算した値が“1”を超えないことと定められております。なお、検査方法のルールとして、測定精度が確保できる限界値のことを「定量下限値」と呼んでおり、農薬においては、定量下限値以下の農薬は“ゼロ”としてカウントすることになっております。

(3) 農薬の検出状況について

これまで四日市市が実施した「対象農薬リスト掲載農薬類」115物質の検査については、個々の農薬が定量下限値を超えることはほとんどなく、また合算値も、ほぼ全ての検体がゼロとなっており、ごく一部農薬が検出された検体も、総農薬方式による評価において、合算値は“1”を大きく下回り、ゼロに近い値となっています。

四日市市の水道水は、農薬がほとんど検出されておらず、評価としては、ほぼ「ゼロ」となることから、安心して利用していただけます。

水道水質基準の体系

